

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁暴発第383号
令和2年12月16日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

地方税等の不動産公売等からの暴力団排除の推進について（通達）

地方税法（昭和25年法律第226号）においては、都道府県、市区町村等（以下「地方団体」という。）の徴収金に係る滞納処分は国税徴収法（昭和34年法律第147号）の滞納処分の例によることとされていることから、地方団体が行う不動産公売等（不動産公売及び随意契約による不動産の売却）における暴力団員等の買受け防止措置についても、令和3年1月1日より、国税の場合と同様の形で開始されることとなった。

については、今後、地方団体から当該措置に係る事前連絡を受けた場合には、調査の囑託・回答に係る手続の詳細について協議し、当該措置について「国税の不動産公売等からの暴力団排除の推進について」（令和2年10月29日付け警察庁丁暴発第325号。）に準じた運用が図られるようにすること。

以上のことは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国民年金法（昭和34年法律第141号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する保険料等の徴収金に係る滞納処分についても該当することから、厚生労働省又は日本年金機構から事前連絡を受けた場合にも、同様の対応を行うこと。